

## 厚岸町議会 第4回定例会

平成19年12月13日

午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成19年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、佐齋議員、7番、安達議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。  
10番、谷口委員長。
- 谷口委員長 昨日、第13回の議会運営委員会を開催いたしましたので報告申し上げます。  
議件1、追加議案についてであります。1つは議案第82号 財産の取得について、これについては本会議において審査をすることといたしました。  
次に、議案第83号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算、議案第84号 平成19年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上2件については、いずれも本会議において審査をすることといたしました。  
次に、意見書案第7号 石油製品の価格引き下げ対策に関する要望意見書、意見書案第8号 割賦販売法の改正を求める要望意見書、意見書案第9号 霧信号所の存続を求める要望意見書、この3意見書案については、いずれも本会議において審査することといたしました。  
以上で議会運営委員会の報告といたします。
- 議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（南谷議員） 各会計補正予算審査特別委員会を開会のため、本会議を休憩いたします。

午前10時02分休憩

午後3時30分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） 日程第3、議案第73号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第81号 平成19年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、以上9件を再び一括議題といたします。

本9件の審査については、平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

13番、室崎委員長。

●室崎委員長 ご報告申し上げます。

平成19年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第73号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算など9件の審査につきましては、昨日から本日までの2日間、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（南谷議員） まず、議案第73号についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号 平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号 平成19年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号 平成19年度厚岸町老人保健特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号 平成19年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号 平成19年度厚岸町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号 平成19年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号 平成19年度厚岸町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号 平成19年度厚岸町病院事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

- 議長（南谷議員） 日程第4、議案第82号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） ただいま上程いただきました議案第82号 財産の取得についての提案理由を説明いたします。

追加議案書の1ページをお開きください。

議案第82号 財産の取得についてであります。カキ種苗センターでは、シングルシード方式によるカキ種苗並びに水産餌料用微小藻類の生産及び販売を行い、厚岸町の産業振興に取り組んでおります。また、当施設では、こうした種苗生産活動だけでなく、平成12年11月からカキ養殖方法の技術向上と効率化を図ることを目的として、内部設備

や備品一式を有効活用して、厚岸海域におけるさまざまな漁場の水温や餌料などを定期的に観測する調査や、カキの生育状況調査などの調査研究を取り進め、データの集積を行っております。

現在、調査研究用として使用しております遺伝子解析装置が来年3月末をもってリース期間が終了することから、更新の必要があります。さらに、昨年来、ノロウイルス流行によるカキの消費低迷など、食品の安全性に対する消費者の関心が高まってきている現状を考慮し、本年6月にカキ生産先進地である三重県の視察研修を実施し、本年10月には情報館にてカキの衛生管理講習会を開催いたしました。

こうした消費地の現状や他のカキ生産地における食品の衛生管理に対する取り組みをかんがみますと、町といたしましても、より一層調査研究体制を充実させ、情報収集能力及び解析能力を向上させていく必要があります。

そこで、本事業では、リース期間が終了いたします遺伝子解析装置の代替機として、従来機種よりも分析精度が高く、大量処理能力に秀でた遺伝子解析装置へと更新し、さらに多様化するニーズに対応するため、新たにリアルタイムPCR装置を導入し、これら2つの機器を円滑に運用するため、必要となる機器もあわせて導入するものであります。こうした機器を設置することにより、カキ種苗センターの遺伝子解析機能を強化し、データ収集の高速化とデータ解析の自動化を進め、厚岸町の産業振興に役立てていきたいと考えております。

具体的内容といたしましては、カキ及び水産餌料微小藻類である植物プランクトンや微生物を調査研究対象として、カキについては親ガキを系統別に管理し、優良な親貝から健全な種苗をつくり出すシステムを構築したいと考えており、植物プランクトンについては、株識別及び株管理を一層強化していきたいと考えてございます。微生物については、他の研究機関と連携してカキセンターで遺伝子分析できる体制を整備し、当面は分析技術の習得を目標と考えてございます。

カキ種苗センターで取り組んでいる調査研究事業は、漁場環境やカキの生育状況の把握といったようなモニタリングが主な研究テーマとなっており、短期間ですぐに成果が得られるものではなく、町といたしましては、中長期的な視野に立って継続性を持った調査研究事業を展開しており、将来的にはこうした機器を有効利用して得られたデータをカキなどの生産管理や衛生管理といった分野へ応用していきたいと考えてございます。

このたび、その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

お手元の議案の1ページをごらんください。

その内容であります。1の財産の種類は物品でございます。

2の名称及び数量は議案裏面の参考に一覧で記載してございます。各物品の読み上げは省略させていただきますが、大きく分けまして12品目ありまして、関連する附属品を含めますと、合計で37点の物品購入となります。

3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1項第3号により、4社による指名競争入札であります。

4の取得価格は2,950万5,000円であります。

5の契約の相手方は、住所、釧路市新釧路町3番17号、会社名、株式会社大伸であり

ます。

次ページをごらんください。

参考といたしまして、1は本事業で購入を予定している物品の一覧でございます。これら12品目の機器と既存の備品機器を組み合わせることによりまして、より高度な分析が可能となります。

2の納入期日につきましては、平成20年3月31日であります。

議案第82号説明資料をごらんいただきたいと思っております。

このAからLまでの12品目のうち、特にAのリアルタイムPCR装置とBの遺伝子解析装置につきましては、本事業における中心的な装置でございます。この2つの装置の購入に係る費用は取得価格全体のおよそ4分の3を占めてございます。それ以外のCからLまでの10品目につきましては、これら2つの装置を運用する際に必要となる関連機器でございます。

AのリアルタイムPCR装置につきましては、カキや植物プランクトンなどの遺伝子の検出と計量を行える装置でありまして、分析精度や処理能力にすぐれており、他の研究機関で高く評価されている機種でございます。

Bの遺伝子解析装置につきましては、カキや植物プランクトンなどの遺伝子情報の分析のできる装置でありまして、分析精度やデータ解析システムの点ですぐれておりまして、リアルタイムPCR装置と同様に他の研究機関で高く評価されてございます。

それから、Cの無停電安定化電源装置につきましては、遺伝子解析装置へ電力を安定供給する装置でございます。

Dのサーマルサイクラー装置については、プログラムにより温度を急激に変化させて、カキや植物プランクトンなどの遺伝子を増幅させる装置でございます。

Eの実験台については、リアルタイムPCR装置や遺伝子解析装置を設置する台のほかに、作業台として転用をするものでございます。

Fの理化学用高圧蒸気滅菌器及び附属品につきましては、実験器具や試薬を高圧の飽和水蒸気にさらすことによって滅菌する機器でございます。

Gのバイオクリーンベンチ及び附属品につきましては、清浄な作業環境をつくるために、強制循環排気式ファンが装備された作業台でありまして、フィルターを通した空気を送り出すことによって、作業域に微生物やほこりが入らないような仕組みになってございます。

Hの遠心機及び附属品につきましては、遠心機は遠心力を利用して目的物を回収する装置、カキや植物プランクトンなどの餌料を調整するときに使用するものでございます。

Iの超純水製造装置については、不純物の混入が少ない水、超純水でありますけれども、それをつくる装置でございます。超純水は試薬を調整するときに使用するものでございます。

Jのビーズ式細胞粉碎装置については、ビーズを振動させることによって細胞を粉碎する装置でございます。破碎する装置であります。カキや植物プランクトンなどの細胞から遺伝子を抽出する際に使用するものであります。

Kのフィルターホルダー類とLの送液ポンプ類については、ホルダーを組み合わせをいたしまして、海水または河川水から微生物を濃縮回収するために必要な器材でございます。

ます。

以上、簡単でございますけれども、財産に係る説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

2番、堀議員。

●堀議員 まず、こちら議案第82号説明資料、リアルタイムPCRとあと遺伝子解析装置ですか、機器導入の理由があるんですけれども、経過として、同じような機器、どういうものとどのような、選定理由ですね。そこら辺がほかにどういう機器があって、それが値段的にどうなのか、また能力的にどうなのかで最終的にこの機械にしたのかというものが、どうもこれじゃよくわからない。購入する機械だけしか載っていないのでわからないので、そこら辺の説明がもしできるのであれば、していただきたいなと思います。

あと、今回、請負業者、釧路市の業者なんですけれども、入札参加者を教えていただきたいと思います。

それと、これら、今回の請負業者に対して、一括で各メーカーの機種を購入しているわけなんですけれども、最近、例えば防衛省の関係とかで商社が絡んで云々というのがいろいろ取りざたされているんですけれども、直接購入というものが、メーカーと直接交渉して購入することが可能だったのかどうなのか、可能なものがあるのかどうなのかということをお教えいただきたいと思います。

また、これら、確かに精密機械であれば、地元業者が製造しているものというのはいんですけれども、例えば実験台とか、そういった地元の業者でも製作可能なものというの今回あるんですけれども、地元調達というものの検討というのはいなされたのか、その4点について教えていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず、選定理由でございます。このAとB、それぞれ非常に高額な機械でございます。この選定には、北海道衛生研究所のご指導も仰ぎながら選定したものでございます。なお、この機器については、ここにも書いてありますとおり、北海道大学、あるいは生産研究所、それぞれこういった機器を既に導入しているということで、非常に信頼性が高く評価されているという内容でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、入札業者の関係でありますけれども、この落札をいたしました株式会社大伸のほかに、株式会社タナカ、それから株式会社ムトウ釧路支店、もう1社が大槻理化学株式会社釧路営業所でございます。なお、もう1社、道東理化という会社に指名いたしましたけれども、同日に別な案件があるということで入札を辞退されたという内容でございます。

それから、一括購入のお話がありました。この装置につきましては、大きく分けて12品目、さらに附属関連機器をあわせて、先ほどご説明申し上げましたが、37点でございます。

ます。このうち、リアルタイムPCR装置、あるいは遺伝子解析装置の2点が取得価格の4分の3を占めるということでございます。残りの4分の1が35点の附属の関連機器の購入金額というふうになるわけで、残り25%が購入金額となるわけでありまして。

したがいまして、分離発注の場合は、リアルタイムPCR装置、あるいは遺伝子解析装置、それから附属の関連機器の3種類に分割したという発注が考えられますけれども、総体的な金額が分割されまして、さらには附属関連機器の35点について、業者の見積もり裁量が非常に少なくなるということで、入札額の減額に結びつかないということがございまして、一括して発注することが分割発注の場合よりも総体金額の中で業者の見積もり裁量が大きくなりまして、したがいまして入札額の減額につながるものというふうに判断をいたしまして、今回、一括発注をしたという内容でございます。

それから、地元の関係につきましましては、当初この見積もりをとる段階でいろいろ業者自体を選考いたしましたけれども、厚岸町のカキ種苗センターの平成11年開所以来、厚岸のカキ種苗センターに取引のあると申しますか、納入実績のある業者を選定したという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、一番最初の選定理由の中に、このリアルタイムPCR装置と遺伝子解析装置の中身なんですけれども、簡単に言いますと、このAのリアルタイムPCR装置というのは、この中にいろいろ書いてはありますが、検体の遺伝子の有無と数を自動的に調べる装置ということでございます。それから、Bの遺伝子解析装置については、検体の遺伝子の並び方の違いで種類を判別して特定をする機械というふうになってございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 そうすると、他のメーカーとの比較というのはやっていないんですね。まず1点、機器導入の経過といった点では。

確かに、こちらが要求する機能・性能を備えているものが、これしかないというんであればわかるんですけれども、ほかのメーカーでもあるというんであれば、当然比較をしなければならぬと思うんですよ。そこら辺というのがされていないように今聞こえたんですけれども、そこら辺もう一度お願いいたします。

あと、直接購入については、私、一括購入とか分割で発注するとかと言っているわけじゃなくて、今回こういう理化学機器の取扱業者を業者選定してはいますが、直接例えばここにあるABIというメーカー、またダルトンや三洋電機、KUBOTAですか、トミー精工などと直接交渉しての購入というのが可能だったのかどうなのかということをお聞きいたします。

あと、最後の地元調達、例えば実験台とかといったりとか、あと、ぱっと見た点では例えばステンレスフィルターホルダーとかといったもの、そこら辺というのは、例えば物がこういうものを欲しいんだというものを地元の方にもやはりある程度説明した中で、地元と一緒に、より使い勝手のいいものが、そういう相談をしながらやっていくことによって使い勝手のいいものができると思うんですよ。

そういうふうにしていくことによって、例えば地元の業者にしても、やはりそういう

技術を身につけるだろうし、また町のこういう施設のつながりというのもふえていく。また、そうなってくると当然商機、また他のところへの当然商圈の拡大とかというようなことにもなる。地元の育成というものも考えたときには、やはり地元調達が可能なものはできるだけ、やはりメーカーで簡単にカタログに載っているものを頼むんじゃなくて、やはりそういったことが検討されるべきじゃないのかなと思うんですけども、もう一度お願いいたします。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後 3 時 58 分休憩

午後 4 時 00 分再開

●議長（南谷議員） 再開いたします。

産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 時間をとらせまして申しわけございません。

まず 1 点目の関係でありますけれども、他のメーカーとの比較ということでもありますけれども、この装置を導入するに当たりまして、3 社の機械から選定をいたしました。その 3 社の中から一番広範囲といいますか、広く使われているメーカーの装置を今回採用したものであります。というのは、データのやりとり等が必要になった場合に、その互換性といいますか、広く使われている装置のメーカーについて、メーカーの機械を使用することによってデータの有効性が増すということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、直接購入は可能かという内容でありますけれども、これらについては、道東域のそういったアフターのことも一応考えました。さらには、商社によっては、直接でなくて、メーカーというか代理店を通していただきたいというところもございました関係上、このような形にしたわけでございます。

それから、実験台の関係につきましては、これらの調査業務、あるいは製作業務を行う上で、実験台というのは安定性もありますし、それからそういった耐久性と申しますか、そういった非常に精密的な数値を求められるものでございますので、その点でこの実験台についてもこういった一括した発注のもとに今回購入したということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 2 番、堀議員。

●堀議員 そしたら、まず機種選定の権限というのは、それじゃ、だれにあるんだという話になるんですけども、例えばこれだけの高額な機種を購入するに当たって、機種選定を例えば担当係長なりの考えで決めたのかというふうになってしまうんですね。

やはりこういう高額な機器というのは、ある程度公平性、またいろんな問題というの

も絡みますから、やはり選定理由というものも当然あれですし、選定の経過というものもできるだけ明確にしておかなければならないと思うんですよ。やはり最終決定は町長が下すというような形の中での機種選定というものを、していくようにしなければならないんじゃないのかなと思います。

また、例えばアフターの件といいますけれども、実際に物が壊れたときには、この大伸の職員が来て例えば機器云々のところまでできるかという、実際にデータ処理とかでやることは可能でしょうけれども、例えば機器に問題が生じた、故障が生じたとかといったときにはやはりメーカーが来るわけなんですから、そういったものを考えたときに、余りこういう中間マージン、要は取るところとやらない中で、できるだけ直接購入をした方が、購入できない、確かにメーカーによっては代理店を通してくれとか、理化学機器メーカーを通してくださいとか、そういう扱っているところを通してくださいというような会社もあるのは私もわかります。ただ、これだけ公共工事や何かにおいても削減されている中では、ある程度こういったものは買い手市場というか、こちらの言い分というのは通るはずなんですよ、今の時代は。やはりそういった中で、直接メーカーで購入をした方がより安くなるのであれば、やはりそういう努力というのを、1円でも安くなるような購入が図れるような努力というのをやはりするべきじゃないのかなというふうに思うんですけれども、どうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 1点目の選定の理由であります。これにつきましては、担当の独断ということではありません、あくまでも私どもとこれら相談もしてまいりましたし、北海道衛生研究所、そういった研究機関についても、そういった参考的なご意見もいただきながら、この機種の選定を行ったということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、大伸のアフターの関係でありますけれども、これらについては、大伸に連絡をいたしますと、直ちに大伸の社員がこれらの機械類あるいはそういったものの調整をしていただけるという、万全なアフターのもとに行われるという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、3点目の関係でありますけれども、あくまでも、こういった多額の予算を使って今回購入するわけでありますけれども、これらについては、あくまでも購入する以上はそれらの機械が万全なアフターのもとに行われなければいけないということと、あと、大伸のこの機械を長く、そして故障なく有効に使っていけると、何かあっても故障してすぐ壊れるということではございませんので、そういうわけにはまいりませんので、このアフター面で今回行ったということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（南谷議員） 日程第5、議案第83号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第83号の提案理由を説明させていただきます。

このたびの補正の概要は、主に特定防衛施設周辺整備調整交付金の二次配分の交付決定に伴う充当事業の追加補正でございます。

議案書1ページでございます。

平成19年度厚岸町一般会計補正予算（7回目）でございます。

平成19年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億9,923万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページでございます。

第1表でございますが、歳入歳出予算補正であります。記載のとおり、歳入歳出ともに2款2項にわたり、それぞれ273万円の増額補正でございます。

事項別により、ご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。歳入であります。

11款1項1目1節地方交付税、普通交付税103万円の増。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節防衛施設周辺整備事業補助金170万円の増、説明欄記載のとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページ、歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費243万5,000円の増、デイサービスセンター車両整備事業の増でございます。

7目社会福祉施設費12万1,000円の減、光荣地区コミュニティセンタートイレ整備事業

完了に伴う減でございます。

8款1項消防費、1日常備消防費41万6,000円の増、鉏路東部消防組合負担金、給与費増額分の増でございます。

以上で議案第83号の説明を終了させていただきます。雑駁な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（南谷議員） ここで、議案第84号の字句の訂正の申し出がありますので、これを許します。

病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 貴重な時間、大変申しわけございません。

議案第84号 平成19年度厚岸町病院事業会計補正予算議案書の字句の誤りがございませので、訂正をさせていただきます。

1ページでございます。下から2行目、提出年月日、平成19年12月13日となっておりますけれども、12日に訂正をお願いいたします。「13日」を「12日」に字句の訂正方、よろしくお願いを申し上げます。

まことに申しわけございません。よろしくお願いたします。

●議長（南谷議員） 日程第6、議案第84号 平成19年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） ただいま上程をいただきました議案第84号 平成19年度厚岸町病院事業会計補正予算の提案理由について説明を申し上げます。

1ページ、ごらん願いたします。

第1条、平成19年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量であります。主な建設改良事業であります。医療器械整備事業として671万8,000円の増額であります。

第3条、資本的収入及び支出につきましては、4ページの補正予算説明書により説明をいたします。4ページ、申しわけございませんけれども、お聞き願います。

資本的収入及び支出であります。

1款資本的収入、1項補助金、2目国庫補助金671万8,000円の増で、医療器械購入に係る特定防衛施設周辺整備補助金の増額であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産購入費671万8,000円の増で、器械備品購入費3件の更新であります。内容でございますけれども、上部・下部の胃、十二指腸並びに大腸検査資料用のファイバースコープと輸液ポンプの購入でございます。

以上で資本的収入及び支出の説明を終わらせていただきます。

議案書の2ページにお戻り願います。

2ページは補正予算実施計画、3ページは補正資金計画、5ページ、お聞き願いたいと存じますけれども、5ページ、6ページは平成19年度予定貸借対照表でございます。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございますけれども、議案第84号 平成19年度厚岸町病院事業会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（南谷議員） 日程第7、発議案第4号 厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者であります音喜多議員に提案理由の説明を求めます。

音喜多議員。

●音喜多議員 ただいま上程されました発議案第4号は、お手元に配付されております説明資料のとおり、今年と同様、現在、平成19年度限りとなっております議員報酬の一部削減を、平成20年度までの間というふうに条例を改正したいというふうに考えまして提

案した次第であります。

各位の賢明なるご判断をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（南谷議員） 日程第8、意見書案第7号 石油製品の価格引き下げ対策に関する要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

●議長（南谷議員） 提出者であります谷口議員に提案理由の説明を求めます。

10番、谷口議員。

●谷口議員 大変貴重な時間、ここに意見書の審議を煩わせるわけではありますが、本定例会においても石油製品等の値上げ対策については審議をされてまいりましたし、厚岸町は福祉灯油の20リットルをプラスして、80リットルの援助を決めたところでもあります。行政運営にかかわっても需用費を増額しなければならないところから、予算の補正も行ったところでもあります。

本意見書の内容につきましては、今、朗読をいただいたとおりではありますが、今、冬期需要期を迎える中で、石油高騰を理由とした民生用灯油やガソリン、軽油、漁船用重油など、価格引き上げが相次いでいることから、私たち町民生活と地域の経済、農漁業、中小企業に大変な影響が出てきている、このように考えております。

今、政府も、ようやくその対策を打ち始めたようではありますが、私たち地域から国・道に本意見書を採択し、地域一丸となった要望、運動を進めていく必要があると考え、本意見書の採択をお願いするものであります。

どうか議員各位のご賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。よろしく願いをいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（南谷議員） 日程第9、意見書案第8号 割賦販売法の改正を求める要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

●議長（南谷議員） 提出者であります室崎議員に提案理由の説明を求めます。

13番、室崎議員。

●室崎議員 貴重なお時間を拝借し、申しわけございません。

ただいま提出いたしました割賦販売法についてでございますが、皆さんよくご存じと思いますが、クレジット契約というのは商品の販売と代金の回収が分離されています。そのために、販売業者はとにかく顧客に売ればいい。それから、代金回収のリスクはクレジット会社が負うと。そのときに、とても常識で考えたら耐えないような多額な債務を負うということについて、クレジット会社にはそれを調査したり、あるいはそのような不適正な契約をしてはならないという義務はありません。割賦販売法の38条は「努めなければならない」というものでして、法的な規制になっておりません。

それで、このクレジット契約が実は多重債務の入り口になる、あるいは非常に悪徳な業者を後ろで支えているのがクレジット会社である、そのようなことが前々から言われております。それで、全国でいろんな問題が起きておりますが、実は我が厚岸町でも同様な悲劇が起きているわけです。それで、今、朗読をいただきましたように、全国的な動きになっておりまして、今回、我が厚岸町議会にも陳情が2件来ておりました。同様のものございましたが、同様の趣旨のものは各自治体、それから日本弁護士連合会、あるいは全国の司法書士会、あるいはそれぞれの消費者保護の運動を行っている団体、全国から今この割賦販売法によって、これもその手段の一つなんです、このクレジット取引をきちんとさせることで、悪徳業者の根元を絶つということが今出ております。

それで、今回提出いたしました要望意見書というの、その流れの中で、厚岸町議会からも意見書を出していただきたいということでございます。

なお、ここに5つの課題と申しますか、改正の課題を書いておきました。それで、簡単に申し上げますが、過剰与信規制というのは、本来払えないような契約をするということに、今はクレジット会社が法的責任を負っておりませんが、本来この調査義務が必要であるということが言われておりますので、これをきちんとした返済財源や購入動機等の個別的な調査義務をクレジット会社に課すべきであるということです。

それから、不適切な与信の防止義務、それから次の共同責任として既払い金返還ということが書いてありますが、現在の割賦販売法では、何か問題があったときには未払い金の拒否はできるようになっているんですが、払ってしまったものをクレジット会社から返してくれということが言えません。それで、不当な販売を行ったその販売店とクレジット会社は共同の責任を負うんだと、社会的実態に合わせましてね。したがって、そのような形で契約を結ばされてしまった方が、きちんとした理由で取り消しなり解除なりを行ったときは、既に払ったお金も返してもらおうということをきちんとしなければならない。

それから、指定商品制度を廃止せよというのはどういうことかといいますと、現在の法律では、3回以上の分割で、かつ2カ月以上の期間の猶予のあるものでなければ、割賦販売法の適用はございません。それで、業者はどうするかというと、2カ月なり3カ月なり、場合には半年なり猶予して、2回で払わせるというようなことをやって、いわゆる規制を逃れるということがありますので、このような要件を撤廃すべきであるということでございます。

それから、もう一つ、指定商品制というのは、現在の割賦販売法には非常にたくさんは載っているんですけども、こういうものとこういうものについて適用するという個別適用方式になっています。したがって、それに当たらない商品であるとか、あるいはいろいろな役務であるとかあります。そういうもの以外のものについては、規制の対象から逃れてしまいます。これはうまくないので、このような形で規制している国は先進国には1つもないそうです。したがって、すべてに適用されるというふうにするべきであるということでございます。

それから、最後の個品方式クレジットについての登録制というのは、現在、業者の登録制がないんです。したがって、業者の自主的な団体で自主的規制を行っているにすぎません。したがって、そのようなものに悪徳業者ほど入っていないんです。それで、これをきちんとした登録制にして、その管理監督を行うべきであるという意味でございます。

この1から5までがきちんとされることによって、割賦販売法というのが非常に消費者保護のために強い法律になるということが言われております。

以上、簡単な説明でございますが、意のあるところをお酌み取りいただきまして、賢明なる議員各位のご賛同をお願いする次第でございます。

どうもありがとうございました。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

(な し)

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第10、意見書案第9号 霧信号所の存続を求める要望意見書を議題といたします。  
職員の朗読を行います。
- 議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）
- 議長（南谷議員） 提出者であります音喜多議員に提案理由の説明を求めます。  
1番、音喜多議員。

- 音喜多議員 ただいま議題になっております意見書案第9号 霧信号所の存続を求める要望意見書につきましては、ただいま職員が朗読した文面内容に尽きるわけですが、さきの陳情第1号で各位の賛同を得まして採択され、このたび意見書として提出させていただくものでございます。

小規模で零細経営者が多く、特にこの文面にもあるとおり、昆布漁業を営む350戸中、約150戸の漁家が最新鋭の漁労機器等の整備については経営的にもなかなか難しい状況にあり、霧信号所を随一頼りに操業を余儀なくされており、漁家のためにも霧信号所の存続を強く求めるものでございます。

どうか意見書案第9号につきまして、議員各位のご理解とご賛同をいただき、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

以上、提案説明とさせていただきます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

(な し)

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。  
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（南谷議員） 日程第11、産業建設常任委員会先進地行政視察報告書を議題といたします。

産業建設常任委員会が閉会中に実施した先進地行政視察の報告書が、今般、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本件報告書のとおり了承することに決定いたしました。

●議長（南谷議員） 日程第12、各委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

総務、産業建設各常任委員会が閉会中に実施した町内における所管事務調査の報告書が、今般、各委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本件報告書のとおり了承することに決定いたしました。

●議長（南谷議員） 日程第13、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査の申出書が、お手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本件は本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。  
よって、平成19年厚岸町議会第4回定例会を閉会いたします。

午後4時40分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成19年12月13日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員